

	特別な事情を考慮するために、休日や夜間に相談機会を設け、事情を把握。(浜松市) 納税課・長寿介護課と連携し、情報の交換。水道部には、水道の使用状況、転居先の確認。(沼津市) 国保課徴収課と資格書交付審査を行っている。福祉担当課に特別な事情等の照会をし、情報の共有化を図っている。(伊東市) 税などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(富士市) 税務収納担当課と連携し、情報を共有化している。(御殿場市) 税・福祉などの担当課と連携し情報の共有化を図る。(伊豆市) 税務課で時間外窓口を開設し、納税相談などに応じている。(御前崎市) 税担当課と連携し、情報の共有化を図る。一斉滞納整理による訪問の実施。(菊川市) 医療保険室、収納推進室と連携し、滞納整理システムによる滞納者情報の共有化。医療保険室、収納推進室、市民室、地域福祉室、水道室等からの相互の情報提供(牧之原市) 国保・納税・水道などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(松崎町) 関係各課との情報の共有化(西伊豆町) 税務課収納室が税目全ての滞納関係を集中管理し、住民生活課に資格証の交付依頼を行う。(清水町) 税・福祉・住民窓口・水道・住宅・子ども等の担当課から情報収集・共有を図る。(長泉町) 滞納管理システムにより納付履歴や滞納処分状況を関係各課と共有。諸税、料の担当課と連携を密にし、滞納者と接触の際は関係各課と共同して対応。(小山町) 徴収担当と連携し情報の共有化を図る。(岡部町) 他課との情報を共有し、対応を図る。(川根本町) 保険税・水道料・介護保険料及び福祉関係の担当課と情報等を共有化しながら状況把握に努めている。(森町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	子どものいる世帯には、短期証を交付(沼津市) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(熱海市) 0歳から小1までの世帯には、短期証を交付(三島市) 子どものいる世帯には、短期証を交付(富士市) 母子家庭等の世帯には、短期証を交付(藤枝市) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(菊川市) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(伊豆の国市) 未就学児のいる世帯には、接触があった場合、短期証を交付(牧之原市) 子どものいる世帯には、短期証を交付(南伊豆町) 16歳未満の者のいる世帯には、短期証を交付(清水町) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(小山町) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(芝川町) 未就学児のいる世帯には、短期証を交付(岡部町) 母子家庭等の世帯には、短期証を交付(新居町) 8歳以下の子どもがいる世帯は、特に訪問や電話(週1回～月1回)を繰り返し、実情の把握に努めている。状況に応じて短期証を交付する。(御殿場市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	なし

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るために具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るために具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

保険者番号	市町村	世帯数	満納世帯数	被保険者資格証明書								資格証明書を発行する前に、満納者と接触を図る取組							
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
1	名古屋市	360066	37281	○	1381	100	35	71	45	平成20年8月31日	○	○	○			○	○		
2	豊橋市	51523	12907	○	321	8	0	6	5	平成20年9月1日	○				○	○			
3	岡崎市	49,485	8,988	○	226	7	3	1	3	平成20年9月1日	○	○	○						
4	一宮市	58,436	18,005	○	91	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○		○	○	○		
5	瀬戸市	18,821	3,858	○	24	2	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○		
6	半田市	16303	2089	○	148	3	0	2	2	平成20年9月1日	○								
7	春日井市	45,377	28,534	○	81	0	0	0	0		○	○	○				○		
8	豊川市	22152	4267	○	142	6	0	4	3		○	○	○	○	○	○	○		
9	津島市	9988	1783	○	0					平成20年6月1日	○	○							
10	碧南市	9561	1043	○	0						○								
11	刈谷市	16820	2150	○	1	0	0	0	0		○		○						
12	豊田市	50783	6096	○	70	0	0	0	0	平成20年9月1日	○								
13	安城市	22357	3063	○	79	5	1	5	1	平成20年9月1日	○	○	○				○		
14	西尾市	14467	1297	○	126	10	10	4	5	平成20年9月1日	○	○	○		○	○	○		
15	蒲郡市	12348	2901	○	0					平成20年9月31日	○		○				○		
16	犬山市	10873	2704	○	0					平成20年9月1日	○								
17	常滑市	7978	793	○	0					平成20年8月31日									
18	江南市	14865	3877	○	14	1	0	0	1	平成20年8月31日	○		○				○		
20	小牧市	21930	7871	○	0					平成20年5月31日									
21	福沢市	19588	3741	○	0					平成20年6月1日									
22	新城市	7325	1119	○	0														
23	東海市	15434	4319	○	344	29	16	26	15	平成20年8月31日	○								
24	大府市	11172	1441	○	0						○	○	○		○	○	○		
25	知多市	12637	3151	○	2	0	0	0	0	平成20年6月1日	○	○	○		○	○	○		
26	知立市	8608	933	○	7	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○			○	○			
27	尾張旭市	11087	1197	○	6	0	0	0	0		○	○	○		○	○			
28	高浜市	5504	571	○	3	0	0	0	0		○			○	○	○			
29	岩倉市	8951	1481	○	62	0	0	0	0	平成20年3月31日	○		○		○	○			
30	斐伊市	9894	1936	○	0						○								
31	東郷町	6165	743	○	0					平成20年8月31日									
32	日進市	9627	935	○	0					平成20年9月5日	○		○						
33	長久手町	5368	630	○	0					平成20年9月1日	○	○			○	○			
35	豊山町	2376	340	○	0						○								
38	春日町	1212	378	○	0					平成20年9月1日									
41	大口町	2771	280	○	9	0	0	0	0	平成20年6月1日	○	○	○	○	○	○			
42	扶桑町	4720	649	○	0					平成20年5月31日									
46	七宝町	3924	510	○	0						○	○	○	○	○	○	○		
47	美和町	3810	199	○	5	1	0	0	1				○						
48	甚目寺町	6135	1253	○	0														
49	大治町	4587	1270	○	0														
50	蟹江町	5724	891	○	0					平成20年9月31日									
52	飛島村	619	18	○	0					平成20年8月31日									
53	弥富市	6001	599	○	0					平成20年9月31日									
58	阿久比町	3476	282	○	1	0	0	0	0	平成20年8月1日	○	○	○				○		
59	東浦町	6694	1505	○	2	0	0	0	0	平成20年7月15日	○	○							
60	南知多町	3616	184	○	121	6	0	6	5	平成20年8月22日	○		○						
61	美浜町	3293	262	○	2						○	○	○		○	○			
62	武豊町	5934	688	○	2	0	0	0	0	平成20年8月31日	○	○					○		
63	一色町	4277	451	○	20	0	0	0	0	平成20年3月31日	○		○	○			○		
64	吉良町	2959	1	○	10	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○		○	○			
65	幡豆町	1836	151	○	5	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○	○	○	○			
66	幸田町	4496	393	○	0														
68	三好町	5896	392	○	0					平成20年5月31日	○		○				○		
74	設楽町	1072	56	○	1	0	0	0	0		○	○	○						
75	東栄町	744	23	○	0						○	○			○	○			
76	豊根村	241	13	○	0														
84	小坂井町	3064	542	○	4	0	0	0	0	平成20年8月31日	○	○							
86	田原市	9894	931	○	0						○	○	○		○	○			
89	愛西市	9845	982	○	0					平成20年8月31日		○	○		○	○			
90	清須市	8543	2921	○	0						○	○	○	○	○	○			
91	北名古屋市	13012	3414	○	0						○		○		○	○			

都道府県合計	1076262	191279	61	3310	178	65	127	87		43	28	32	7	14	19	25	8
--------	---------	--------	----	------	-----	----	-----	----	--	----	----	----	---	----	----	----	---

	<p>本市独自の制度として長期滞納者認定制度を設けており、認定をした世帯には、通知文書を送付して自主納付を促している。(名古屋市)</p> <p>税収納担当・住民窓口などの担当と連携し情報の共有を図る。(一宮市)</p> <p>毎週水曜日の夜間及び毎月最終日曜日に納稅相談窓口を開設している。(春日井市)</p> <p>税収納担当と連携を図る。(豊川市)</p> <p>税の担当課(納稅推進室)と連携し、情報の共有を図る。(刈谷市)</p> <p>納稅課・国保年金課・市民税課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(安城市)</p> <p>税務課(収納担当・市税等推進員)・福祉課・達成課の担当課と連携し情報の共有を図っている。(西尾市)</p> <p>税収納担当・住民窓口などの担当と連携し情報の共有を図る(蒲郡市)</p> <p>滞納管理システムで情報を一元化している(江南市)</p> <p>税の収納担当課において接触を図る。(知多市)</p> <p>税務課に連携し情報の共有を図る。随時居住や財産の調査をする。(知立市)</p> <p>税納担当課と連携し情報の共有を図る。(尾張旭市)</p> <p>収納グループと連携し、5・7・12・3月の年4回 夜間一齊滞納整理を実施、情報収集をしている。(高浜市)</p> <p>税の担当課と連携(岩倉市)、短期保険証の更新等に納稅相談を実施。(岩倉市)</p> <p>税務証券発行に至るに際し回収期日を定めているため、児童料に回収し、納稅義務などを確認している。また収納課と連携を密にし、財産があれば滞納区分にて収納強制することを優先している。(長久手町)</p> <p>税の徵収強化月間時には、税務課に保険証の交付状況等の情報提供し、訪問依頼をしている。(大口町)</p> <p>税務課との連携を図る。短期保険者証の交付。(扶桑町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(七宝町)</p> <p>税務課徴収係上連携し情報の共有化を図る。(美浜町)</p> <p>全滞納者に案内を出し、8月20・21日に納稅相談を実施(武豊町)</p> <p>夜間及び休日に家庭訪問をする。(一色町)</p> <p>電話催告、訪問を定期的に行っている。(吉良町)</p> <p>税、福祉、住民登録担当と連携し、情報の共有を図っている。(幡豆町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(幸田町)</p> <p>民税の給与報告情報から勤務先を割り出し、連絡をとる。(三好町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有(月に一度の徵収担当者会議実施)を図る。(東栄町)</p> <p>徵収専門(過年度分)の係を配置。(東栄町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小坂井町)</p> <p>取稅課、税務課と連携し情報の共有を図る。(田原市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(清須市)</p> <p>国民健康保険証の有効期限を3ヶ月とし、更新時に滞納者と接触。催告書等を発送。自宅訪問。(北名古屋市)</p>
滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>滞納者の状況等を勘案したうえで個別に対応している。(名古屋市)</p> <p>子どものいる世帯や高齢者のいる世帯については、他の世帯以上に接触の機会を多く持つよう努めている。(瀬戸市)</p> <p>訪問、納稅相談などで実情把握をし、実情に応じた対応に努めている。(半田市)</p> <p>子ども医療対象者がいる世帯は除く。(春日井市)</p> <p>福祉医療受給者を非該当とする。(豊川市)</p> <p>必ず訪問催告を行い、分納額についても小額分納を許可している。(安城市)</p> <p>子ども医療対象者がいる世帯は除く(江南市)</p> <p>訪問等で接触をし実情を把握している。ただし、歳児から15歳まで(中学生三年生)は対象外としている。(西尾市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(知多市)</p> <p>収納グループ・こども育成グループと連携し、必要に応じて、電話及び訪問を行い、生活状況を把握している。(高浜市)</p> <p>中学校卒業までの子供は短期被保険者証及び資格証明書の発行対象外とする。(日進市)</p> <p>学校教育課・こども課・福祉課と連携し情報を共有し、実情を把握している。(大口町)</p> <p>短期被保険者・資格証明書(子ども医療含め)の説明を行いながら、生活状況の把握や今後の納付計画について電話催告、訪問を定期的に行なっている。(吉良町)</p> <p>電話や窓口にてなるべく実情を伺うようにしている。(幡豆町)</p> <p>中学生三年生以下は医療費公費負担となっているので、資格証明書の発行は行わない。(田原市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(清須市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>催告文書に特別の事情欄を添付し、申し出があった場合は面談を行っている。(名古屋市)</p> <p>特別の事情の程度を客観的に判断するため、要綱で具体的な基準を設けている。(一宮市)</p> <p>特別な事情に関する届出を乗めた弁明書が提出された場合、交付の適否を判定するため、審査会を設置している。(瀬戸市)</p> <p>審査会にて判定を行なう。(豊川市)</p> <p>税務課・国保年金課で滞納者対策会議を行い、判定を行なう。(安城市)</p> <p>第三者委員会を設置しておいでいる。(西尾市)</p> <p>特別の事情の程度を客観的に判断するため、要綱で具体的な基準を設けている(蒲郡市)</p> <p>知多市国民健康保険被保険者資格証明書交付認定基準会で判定を行なう。(知多市)</p> <p>国保証滞納者対策会議により判定を行なう。(立石市)</p> <p>委員会を設置し、判定を行なう。(岩倉市)</p> <p>資格証対象者「[特別の事情に関する届]」の様式送付(武豊町)</p> <p>8月12日に「特別の事情に関する届」の審査会を住民課と収納課で実施(武豊町)</p> <p>資格審査会を開催し、判定を行なう。(一色町)</p> <p>弁明書の提出を認め、資格審査会を開催している。(吉良町)</p> <p>資格証明書交付認定審査会を開催し、判定を行なう。(幡豆町)</p> <p>国民健康被保険者資格証明書交付審査会を設置し、判定を行なう。(小坂井町)</p> <p>特別な事情等による届書及び弁明書の提出がある場合、収納課からの情報と対象世帯主から直接聞き取りし、該当するか検討する。(田原市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
- また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
- 実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯内の、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯内の、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯内の、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯内の、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書」を発行する前に、滞納者と接触を図る取組には、資格証明書を発行する前に、滞納者と対し行なっている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行なっている場合に○を記入すること。
1. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土曜日午後に行なっている場合に○を記入すること。
2. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行なっている場合に○を記入すること。
3. 「その他」については、他に接觸を図る取組を行なっている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接觸を図るために具体的な取組」に内容を記入すること。
4. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行なっている場合は内容を記入すること。
5. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するに行なっている取組について内容を記入すること。
6. 都道府県は「滞納者と接触を図るために具体的な取組」、「子供のいる世帯に対する特別な取組」、「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(24) 都道府県名(三重県)

保険者番号	市町村	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施状況	交付世帯数	子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他
001	津市	43,288	9,390	○	1,805	131	49	104	53	7月31日	○	○	○	○	○	○	○	
				○	1,339	165	48	99	47	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
002	四日市市	43,339	11,765	○	1,339	165	48	99	47	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
003	伊勢市	21,094	3,359	○	728	69	16	43	27	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
004	松阪市	26,538	3,124	○	1,028	90	38	55	31	5月31日	○							
005	桑名市	18,342	1,450	○	788	74	42	63	32	9月1日	○	○						○
007	鈴鹿市	27,039	9,755	○	1,511	202	103	151	73	5月30日	○							○
008	名張市	11,162	883	○	253	35	12	21	21	○	○	○				○		
009	尾鷲市	4,119	829	○	67	4	0	3	1	8月30日	○	○	○			○	○	
010	龜山市	6,159	689	○	118	4	0	1	3	○								
011	鳥羽市	4,227	548	○	33	2	1	2	1	8月31日	○							
012	根野市	4,240	454	○	198	18	8	13	6	○								
016	木曽岬町	1,034	86	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○		○	○		
019	度会町	3,226	352	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○				○		
022	菰野町	5,321	975	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○			○	○	
024	朝日町	942	50	○	0	0	0	0	0	○		○			○			
025	川越町	1,785	257	○	0	0	0	0	0	○	○	○			○	○		
039	多気町	2,301	222	○	11	0	0	0	0	○					○	○	○	
040	明和町	3,421	267	○	0	0	0	0	0	8月31日	○							○
041	大台町	1,777	215	○	18	0	0	0	0	○	○							
044	玉城町	2,037	232	○	26	3	1	0	2	9月1日	○	○	○		○	○		
053	度会町	1,322	50	○	11	1	0	0	2	○		○			○			
066	御浜町	1,976	220	○	19	1	0	0	1	8月1日	○	○			○	○		
067	紀宝町	2,456	268	○	13	1	0	0	1	8月31日	○							
070	いなべ市	5,828	842	○	109	3	2	6	0	8月31日	○							
071	志摩市	11,591	1,434	○	276	20	3	11	10	8月31日	○	○						○
072	伊賀市	14,294	2,297	○	429	15	22	11	11	○	○				○	○		
073	大紀町	2,036	81	○	22	1	0	0	1	8月31日	○	○	○		○	○		
074	南伊勢町	3,512	293	○	45	1	0	0	1	8月31日	○	○	○					
075	紀北町	3,660	360	○	36	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	

都道府県合計	278,066	50,727	29	8,884	825	336	594	324		28	18	15	3	4	12	13	10
--------	---------	--------	----	-------	-----	-----	-----	-----	--	----	----	----	---	---	----	----	----

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉・水道・市営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図り、他課の訪問対応等の中で国保料の滞納にも觸れてもらったり徴収をしてもらっている。(津市)
	文書催告、夜間電話、日曜納付相談、職員による休日訪宅、納付指導員による個別訪宅等、あらゆる手立てにより納付相談の機会を設けている。(四日市市)
	収税対策室と連携し、納稅相談を行い滞納者の状況を把握する。(桑名市)
	少額分納者については呼び出しを行っている。(鈴鹿市)
	収納担当と国保資格担当が情報を常に共有しており、被保険者が来庁した際には収納担当につなぐようにしている。(尾鷲市)
	税務課と連携し情報の共有を行い、納付相談の際には、相談者・国保担当(市民課)・税担当(税務課)の三者で行っている。(鳥羽市)
	呼び出し(納付相談を含む)又は訪問により必ず接触を図る(菰野町)
	関係各課と連携し、月1回、合同滞納整理(訪問)を行っている。留守の場合は手紙を置いてきて、連絡が入るようになっている。(朝日町)
	呼び出しをかけて個別に納付相談を実施している。また、滞納者の連絡先等を把握するために、徴収関係各課と連携し情報の共有を図っている。(多気町)
	税務課・収税対策室・長寿健康課など担当課と連携し、情報の共有を図り、連絡先の再確認、呼び出し等を行っている。(明和町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	本算定期及び保険証更新時期に納付相談を実施する。(志摩市)
	時間外・休日納付相談窓口の設置。(伊賀市)
	年に数回軽率相談日を設け、役場窓口・支所にて相談を行っており、この場で納付計画、誓約をさせている。納付誓約をした者は基本的に資格証の対象外とする。(紀北町)
	福祉医療助成の対象となる乳幼児が含まれる世帯については、資格証明書の交付対象から除外。(亀山市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	納付相談を行う中で世帯の事情等を把握し、なるべく子供のいる世帯については短期証を発行するようにしている。(東員町)
	児童手当の現況届出提出時に面談を行い状況を把握する。(玉城町)
	相談があれば、十分話を聞き、分納や誓約書を交わすことを条件に通常以上に短期証の交付にとどめるよう最大限の配慮をしている。(御浜町)

毎年の更新時10月1日に翌年9月31日までの6ヶ月の短期被保険者証を交付。半年間に亘り窓口・電話等により現状を聞き取り、納付方法を指導して医療証の窓口交付や今後の継続を行なう。(津市)

訪問の際に状況を尋ねたうえで、必要に応じて財産調査、預貯金・給与等の調査を実施し、実情を把握する。(度会町)

国民健康保険証の一斉更新時滞納額通知書及び呼び出し書と弁明書の機会付与通知書を送付。(いなべ市)

納付相談において直近3月の収支と財産状況を記載した家計状況報告の提出を求め、それを基に財産調査を実施する。(志摩市)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の9月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接觸を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1.1 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が士日祝日に行っている場合に○を記入すること。
1.2 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接觸を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接觸を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に關係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接觸を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(25) 都道府県名(滋賀県)

保険者 番号	市町村	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書								資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
1	大津市	44,502	5,264	○	24	0	0	0	0		○	○	○						
2	彦根市	14,763	1,599	○	53	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○		
3	長浜市	11,388	1,928	○	218	0	0	0	0		○	○	○					○	
4	近江八幡市	9,330	1,117	○	236	4	1	4	1	H20.08.31 (世帯数)	○		○					○	
5	東近江市	15,035	1,873	○	70	0	0	0	0	H20.09.16	○	○	○						
6	草津市	14,634	2,026	○	149	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○	○	○						
7	守山市	8,659	1,184	○	47	0	0	0	0		○							○	
9	栗東市	7,380	1,170	○	287	25	9	21	9	H20.08.31 (世帯数) H20.06.01 (滞納世帯数)	○	○	○			○	○	○	
10	野洲市	6,175	976	○	141	6	0	5	4	H20.09.03	○								
12	湖南市	7,127	994	○	122	8	1	7	7		○						○	○	
14	甲賀市	12,112	1,277	○	53	2	0	2	0		○		○					○	
19	安土町	1,621	104	○	15	0	0	0	0		○								
21	日野町	3,063	259	○	4	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
22	竜王町	1,405	17		0	0	0	0	0										
28	愛荘町	2,525	344	○	0	0	0	0	0	H20.06.01 (滞納世帯数)	○		○						
30	豊郷町	1,139	122	○	20	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
31	甲良町	1,199	230	○	21	1	0	0	1		○	○	○	○	○	○	○		
32	多賀町	1,105	46	○	2	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○							○	
33	米原市	5,533	232	○	19	0	0	0	0		○	○	○			○			
38	虎姫町	995	96	○	16	0	0	0	0		○								
39	湖北町	1,148	119	○	15	0	0	0	0		○								
41	高月町	1,475	139	○	0	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○	○	○			○	○		
42	木之本町	1,360	265	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
43	余呉町	568	14	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○		
44	西浅井町	668	28	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
45	高島市	8,228	1,052	○	0	0	0	0	0	H20.08.31	○								
都道府県合計		183,137	22,475	25	1,512	46	11	39	22		25	14	17	3	4	9	14	6	

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市)</p> <p>資格証明書等交付に関する事務取扱要領に基づいた取り組みを図っている。(02彦根市) 給与・預貯金等を滞納処分することにより接触を図る。(03長浜市) 嘴託徴収員が滞納者を訪問することにより、滞納者との接触を図り、面談ができる場合は納付相談等を通じて納付を促す。(04近江八幡市) 税所有の滞納管理システムでの交渉経過等の情報を図っている。(05東近江市) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。弁明の機会を付与し、納付相談・指導および実態調査を行う。(07守山市) 文書催告、訪問等を実施し、また、滋賀県との共同による徴収業務(滞納整理)を行うことにより、滞納者の来庁を促し納税相談の機会を設ける。(09栗東市) 税(納稅推進室)・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(10野州市) 休日納付相談窓口を開設している。(12湖南市) 税・上下水道・公営住宅担当課と連携し情報の共有を図る。(30豊郷町) 税務課・保健福祉課・水道課と連携し、情報を共有して滞納者と対応している。(31甲良町) 税及び水道担当課との連携、情報の共有を図り、一緒に訪問したり徴収の依頼協力を互いに行っている。(32多賀町) 税務住民課、収納促進課と連携し情報の共有を図る。(38虎姫町) 納付相談の機会を設ける。(39湖北町) 税務・上下水道担当課と情報を共有し、訪問徴収についても連携を図っている。(43余呉町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>義務教育年齢の者は資格証ではなく短期証を交付する。(03長浜市) 対象の子どもには、6ヶ月の短期証を交付。(05東近江市) 未就学児のいる世帯(乳幼児福祉医療受給者のいる世帯)、障害等福祉医療を受給している者がいる世帯については、資格者証発行世帯から除外している。就学対象年齢以降18歳到達後最初の3月31日を経過していない者については、資格対象世帯内であっても短期被保険者証を発行している。(06草津市) 福祉医療受給者(乳幼児、母子、父子等)については、短期被保険者証を交付している。(10野州市) 特に規定では定められていないが、義務教育中の子どもには短期証を交付する。(39湖北町) 訪問により実態を把握している。(43余呉町)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>資格証交付の運用の適正化を図るために、国民健康保険資格証明書交付に関する調整会議を設置(H20. 6. 1設置)し、市各部署が持つ情報の横断的な取りまとめを行い交付判断を行う。(03長浜市) セーフティネット会を設置し判定協議(関係部、次長級)を行う。(05東近江市) 資格者証発行前には弁明の機会を設け、個人の個別事情の把握に努めている。(06草津市) 弁明の機会を付与し、当該世帯主に対し、「特別の事情に関する届」を提出させ、判定を行う。(07守山市) 特別の事情に関する届出(書)の提出、更に資格証明書の交付前に弁明(書)の提出を求める。(09栗東市) 来庁願い面談により病気治療や災害(火災等)の特別事情について聴取を実施している。(31甲良町) 納付相談や滞納整理時に実態調査を行い勘案する。(39湖北町) 個別に事情確認をしているが、必要に応じて民生委員の協力を求めている。(43余呉町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(26) 都道府県名(京都府)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
1	京都市	220,811	20,985	○	3,387	69	26	50	29	※	○	○	○	○	○	○	○	
2	福知山市	11,808	1,316	○	173	13	4	7	8		○	○					○	
3	舞鶴市	14,003	1,778	○	136	2	1	1	1		○	○			○	○	○	
4	綾部市	6,166	303	○	4	1	0	0	2	H20.8.31	○	○	○					
5	宇治市	26,848	3,117	○	265	2	0	0	2		○	○	○	○	○	○		
6	宮津市	3,830	345	○	0						○	○	○		○	○	○	
7	亀岡市	35,787	1,291	○	77	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
8	城陽市	12,458	1,810	○	11	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○		○	○		
9	向日市	7,865	1,829	○	0					H20.8.31	○	○	○		○			
10	長岡京市	10,916	1,170	○	0					H20.8.31	○	○	○		○		○	
13	大山崎町	2,232	120	○	0					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
14	久御山町	3,251	1,004	○	0					H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	
15	八幡市	11,770	1,990	○	0					H20.8.31	○	○						
16	京田辺市	7,714	757	○	0					H20.8.31	○	○	○					
17	井手町	1,341	605	○	0					H20.8.31	○							
18	宇治田原町	1,296	83	○	0					H20.8.31	○	○	○					
22	笠置町	314	50	○	0					H20.8.31	○							
23	和束町	917	146	○	0						○	○	○		○	○		
24	精華町	3,859	456	○	0					H20.8.31	○	○	○		○	○		
25	南山城村	614	67	○	0						○	○			○			
40	伊根町	468	0	○	0						○							
48	京丹波町	2,845	1,026	○	60	3	0	0	4		○	○					○	
49	与謝野町	4,277	774	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
51	京丹後市	10,776	1,048	○	0						○							
52	南丹市	5,378	793	○	0					H20.9.1	○	○						
53	木津川市	8,166	780	○	0						○						○	
都道府県合計		415,710	43,643	26	4,113	90	31	58	46		26	17	20	5	6	14	10	8

*京都市 世帯数(H20.8.31)滞納世帯数(H20.5.31)交付世帯数(H20.9.1)

滞納者と接触を図るための具体的な取組	「関係公簿等の調査を行い、直近の世帯状況を把握するため、各種催告、訪問を行っている」(京都市)「弁明書の内容により判断を行う」(綾部)「現状は資格証明書の対象者無し。納付相談の結果、ほとんどが短期証の対象となっているため特に応していない」(八幡)「訪問及び面接により実情を把握する」(与謝野)
子供のいる世帯に対する特別な取組	「特別事情届出書に収入申告書等、当該事情に係る資料等添付し提出を求める」(京都)「国保担当課・徴収担当課合合同の特別事情届出書に関する審査会及び資格証弁明書に関する審査会を開催し、判定を行う」(舞鶴)「決裁により判断を行っている」(綾部)「過去には関係部署の管理職により組織した措置検討会議を開催し、特別事情について検討していた」(八幡)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	